

## ■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 91 号 平成 29 年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第 2 回）について	
概 要	人事異動に伴う人件費の調整によるもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 予算総額に変動はなく、職員の増減もない。</li> <li>* 人件費の調整として、166 万 7,000 円を減額し、予備費 166 万 7,000 円を増額する。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 29 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 93 号 山陽小野田市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことに伴い改正するもので、個人情報の定義を明確化し、「要配慮個人情報」の取扱いに関する規定を設けるもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 個人識別符号として、DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号、旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等がある。</li> <li>* 要配慮個人情報とは、人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の犯歴、犯罪により被害を被った事実、身体障害、知的障害、精神障害、難病による障害等をいう。</li> <li>* 個人情報収集禁止の範囲が拡大される。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

## ■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 94 号 山陽小野田市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	行政機関の保有する情報の公開に関する法律の改正により、個人情報定義が明確にされたため、同法の定義と同一の定義とするもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	* 第 9 条第 2 号「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、」の後に、「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により」を追加する。	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 29 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 95 号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	第二次総合計画に示す基本理念を具現化するための諸施策に効果的かつ効率的に取り組むため、従来の機構を見直し新たな部署を設置するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 「文化・スポーツ振興部」を廃止し、新たに「地域振興部」を設置する。</li> <li>* 「総合政策部」を「企画部」に、「市民生活部」を「市民部」に、「健康福祉部」を「福祉部」に、「産業振興部」を「経済部」にする。</li> <li>* 「総合教育会議に関する事」は企画部に、総合政策部の「統計調査に関する事」は総務部に、「小型自動車競走事業に関する事」は経済部に、「公有財産のうち、公共用地の取得等」は建設部に移管する。</li> <li>* 福祉部に「子育て支援に関する事」を明示する。</li> <li>* 「地域振興部」の新設に伴い、文化振興課、スポーツ振興課と合わせ、新たに仮称「シティセールス課」を設ける。</li> <li>* 予算編成に反映させるため、この時期の改正とした。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

## ■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 96 号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
概 要	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、市税条例等の一部を改正するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>* わがまち特例を導入した特例措置は、今回の改正による 5 項目を含め 22 項目となる。</p> <p>* 「保育の受け皿整備のために、家庭的保育事業等に係る特例措置」でのわがまち特例の対象資産は、児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、利用定員 5 人以下の事業所内保育事業の三つの事業の用に供する家屋及び償却資産で、法改正前の特例割合 2 分の 1 を、本市においては配慮すべき特段の事情がないことから参酌基準割合である 2 分の 1 とする。</p> <p>* 「保育の受け皿整備のために、企業主導型保育事業に係る特例措置」でのわがまち特例の対象資産は、企業主導型保育事業の用に供する土地、家屋及び償却資産で、特例割合は本市においては配慮すべき特段の事情がないことから参酌基準割合である 2 分の 1 とする。</p> <p>* 「緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置」での対象資産は、都市緑地法等の一部を改正する法律の施行日、平成 29 年 6 月 15 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に、緑地保全・緑化推進法人が市民緑地を設置・管理するために所有し又は無償で借り受けた土地で、特例割合は本市においては配慮すべき特段の事情がないことから参酌基準割合である 3 分の 2 とする。</p>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

## ■委員長報告概要■

		平成 29 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 97 号 山陽小野田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について	
概 要	地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部改正に伴い、都市計画税条例の一部を改正するもの	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 企業主導型保育事業に係る特例措置の創設により、固定資産税と同じく特例割合を2分の1とする。</li> <li>* 緑地保全・緑化推進法人が設置及び管理する一定の市民緑地の用に供する土地に係る特例措置の創設により、固定資産税と同じく特例割合を3分の2とする。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 29 年 12 月定例会
		総務文教常任委員会
議 案 件 名	議案第 105 号 公立大学法人山陽小野田市立山口東京理科大学定款の変更について	
概 要	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定款第 1 条の目的の中に薬学部についての記載を行うもの</li> <li>(2) 地方独立行政法人法の改正に伴い公立大学法人の役員及び監事の任期等の変更を行うもの</li> <li>(3) 公益財団法人日本高等教育評価機構の実地審査の結果、改善の指摘があった理事会の設置、経営審議会及び教育研究審議会の構成の見直し等を行うもの</li> </ul>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 理工系を薬工系に変更する</li> <li>* 理事長の任期を4年から6年に、理事の任期を2年から6年に、監事の任期を2年から任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものについての財務諸表の承認日までに変更し、いずれも再任することができる。副理事長の任期についての項目を追加し、学長の任期によるものとする。</li> <li>* 理事会が設置されておらず、決定機関が理事長一人となっているため、国立大学法人と同様に、理事会を設置する。</li> <li>* 経営審議会及び教育研究審議会には学外の委員が多く、大学関係者が少ないことにより、学長を中心とした大学運営や、教授会の意見反映に影響があると思われるため、構成の見直しを行う。</li> <li>* 理事会が設置されたことにより、最終意思決定機関が理事会となる。</li> </ul>	
討 論	討論なし	
結 果	全員賛成で可決	

## ■委員長報告概要■

平成 29 年 12 月定例会

総務文教常任委員会

議 案 件 名	議案第 106 号 山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B 棟電気設備工事）請負契約の一部変更について
概 要	山口東京理科大学薬学部増築工事（A，B 棟電気設備工事）の請負契約について、現在の契約金額 7 億 8,861 万 6,000 円を 1,186 万 9,200 円増額し、8 億 48 万 5,200 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"><li>* 安全対策として、停電時の避難経路確保のために、A 棟、B 棟の階段の照明をバッテリー内蔵型に変更する。</li><li>* 教育環境の充実として、A 棟 2 階の各実習室と中講義室、プレナリーセッション室と各 S G D（スモールグループディスカッション）室の間のネットワークを構築する。</li><li>* 事業が非常にタイトで、ソフトの分野まで協議が至っていなかったため、現在、工事を進行しながら大学の現場と協議を行っており、追加が発生した。</li><li>* バッテリー内蔵型に変更するのが約 250 万円、ネットワーク構築及び関係機器の増設を合わせて約 930 万円である。</li></ul>
討 論	討論なし
結 果	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 85 号 平成 29 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正の主なものは、平成 28 年度決算の歳計剰余金を基金に積み立てるほか、各事業費と人件費について決算を見込み、予算額を調整するもので、歳入歳出とも 2 億 2,006 万 2,000 円を追加し、総額 85 億 7,365 万 7,000 円
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>*平成 30 年度からの県広域化に向けては、運営協議会の開催を 1 回追加することにより、十分説明可能との市の見解</li> <li>*基金積立金を 2 億 2,464 万 8,000 円増額し、基金残高見込み 7 億 9,320 万 6,619 円</li> <li>*基金積立基準は、保有額が過去 3 年間の保険給付費平均年額の 5%以上が一つの指針だが、本市は平成 28 年度末で 12.3%</li> <li>*前期高齢者の加入割合が県内他市と比較し高いことなどにより、基金の保有高は決して高くないとの市の認識</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 86 号 平成 29 年度山陽小野田市介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
概 要	今回の補正の主なものは、人件費の調整や保険給付の決算見込み、平成 28 年度給付費の精算に伴う剰余金を基金に積み立てるもので、歳入歳出とも 1 億 4,758 万 8,000 円を追加し、総額 63 億 2,166 万 6,000 円
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>*介護職員の処遇改善について、地域密着型介護サービス事業所に処遇改善加算がとれる体制を依頼</li> <li>*介護給付費準備基金積立金は、今回の補正により 4 億 9,557 万 4,480 円の見込みで、取崩しにより介護保険料軽減に努力</li> <li>*介護保険料は平成 30 年度以降 23%負担となり、給付費が伸びる以上は、若干の値上げが必要</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 87 号 平成 29 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正の主なものは、平成 28 年度決算の歳計剰余金の調整、決算を見込んで人件費を調整するもので、歳入歳出とも 190 万 8,000 円増額し、総額 10 億 4,535 万 6,000 円
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 備品購入費 70 万 3,000 円の減額は、平成 31 年度本格運用の広域連合次期標準システム対応のため、端末 1 台分の更新を計上していたが、新システムで不具合が発生するおそれがある旨通知があり、来年度予算で改めて計上するもの</li> <li>* 厚生労働省作成の広域連合電算処理システムの保険料の軽減判定に、制度発足当初から誤りがあり、過誤納還付金 52 万円、還付加算金 8 万 4,000 円、計 60 万 4,000 円を増額し、還付者は 4 月時点で 17 名</li> <li>* 修正賦課対象者を抽出するプログラム自体にも誤りがあったために、再度、修正賦課を行う旨、厚生労働省から通知があり、対応に着手</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 92 号 平成 29 年度山陽小野田市病院事業会計補正予算（第 1 回）について
概 要	今回の補正は、産科医等確保支援事業補助金の見込み額の確定及び眼科関係の医療器械等購入に伴う増額によるもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 今年 4 月から山口労災病院が分娩の取扱いを休止したことや 7 月に産科医が 1 名増となったこと等により、産科医等確保支援事業補助金の対象分娩件数の見込みが 261 件から 364 件となり、103 件分 103 万円の増額</li> <li>* 来年 4 月から白内障治療を行うための医療器械等購入費総額 5,800 万円</li> <li>* 労災病院も日赤病院も白内障手術を行わず、市民ニーズに約 7%しか応えていない状況</li> <li>* 常勤医師 1 名だが、白内障手術に大学からの派遣可能</li> <li>* 緑内障の手術は予定なし</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
議 案 件 名	議案第 98 号 山陽小野田市子育て総合支援センター条例の制定について
概 要	平成 30 年 4 月開所予定の子育て総合支援センター設置に当たり必要な事項を定めるもので、目的は、妊娠期から子育て期までの家庭が安心して子どもを産み、育てられる環境の充実を図ること
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* シンプルな条例とした理由は、記載する内容を検討した結果、必要なものを条例として制定し細かなことは規則または内規で規定する方針としたため</li> <li>* 施設の愛称は設定予定</li> <li>* 当面は直営</li> <li>* 【事業内容】 地域子育て支援拠点事業、子育てコンシェルジュ事業、ファミリーサポートセンター事業、子育て世代包括支援センター事業、母子保健事業、家庭児童相談事業</li> <li>* 【開館日】 水曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く毎日 ただし、毎月第 1 日曜日はイベント開催日として開館</li> <li>* 【開館時間】 8 時半から 17 時 15 分 ただし、プレイルームの利用は 10 時から 16 時</li> <li>* 【職員体制】 センター長、支援員、保健師、子育てコンシェルジュ、ファミリーサポートアドバイザー、家庭児童相談員など</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

議 案 件 名	議案第 100 号 山陽小野田市斎場の指定管理者の指定について
概 要	<p>平成 30 年 4 月 1 日から新火葬場の供用開始の予定日の前日である平成 31 年 6 月 30 日までの 1 年 3 か月間、小野田斎場及び山陽斎場の指定管理者を有限会社北斗産業に指定することについて議会の議決を求めるもの</p> <p>指定期間が短期であることや実績等を考慮し、現行の指定管理者を単独指定とするもので、指定管理料限度額は平成 30 年度が 2,476 万 6,000 円、平成 31 年度が 620 万 5,000 円</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 平成 28 年度の指定管理運営状況は総合評価 95 点、指定管理者選定委員会での審査集計の平均点は 39.8 点</li> <li>* 新斎場は単独指定ではなく公募</li> </ul>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決



## ■ 委員長報告概要 ■

	平成 29 年 12 月定例会
	民生福祉常任委員会
<b>議 案 件 名</b>	議案第 101 号 山陽小野田市中央福祉センターの指定管理者の指定について
<b>概 要</b>	平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで 3 年間の指定管理者を募集したところ、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会のみ応募があり、審査した結果、新たな指定期間の指定管理者を社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会とするため、議会の議決を求めるもので、指定管理料限度額は 3 年間 3,696 万円
<b>論点又は質疑 によって明らか になった事項</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*平成 28 年度の指定管理運営状況は総合評価 91 点、指定管理者選定委員会での審査集計の補正後平均点は 34.5 点</li> <li>*指定管理料は過去 3 年間の実績を基に上限額を決めており、足りないことはないとの判断</li> <li>*利用料金が年々減っていることを認識したもとの、指定管理料上限額を設定</li> <li>*施設・設備の損傷のリスク分担で、1 件 50 万円は中央福祉センターのみであり、その理由は不明で、施設の規模が大きいことやお風呂の併設により修繕が出た場合には、ある程度の金額を要することを勘案しての設定になったのではとの推察</li> </ul>
<b>討 論</b>	なし
<b>結 果</b>	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 12 月 定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 84 号 平成 29 年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 回）について	
概 要	<p>今回の補正は、平成 28 年度の決算が確定したことから、歳入において、駐車場事業費繰入金 207 万 9,000 円を減額し、補正後の額を 508 万 9,000 円とするもの。また、繰越金 207 万 9,000 円を増額し、補正後の額を 814 万 8,000 円とするものである。結果、歳入合計は 2,618 万 2,000 円で増減はない。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「駐車場の出入口を 2 か所設置することについての考えは」との質問に「安全確保を最優先に現在警察と協議中である」との答弁。</p> <p>「駐車場西側の砂利の部分の舗装についての考えは」との質問に「平日は舗装部分の半分くらいの駐車率であり、利用状況を確認しながら検討する」との答弁。</p> <p>「償還終了後の料金改定についてはどうか」との質問に「駐車場の整備が終わったあとに検討する」との答弁。</p>	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

		平成 29 年 12 月 定例会
		産業建設常任委員会
議 案 件 名	議案第 88 号 平成 29 年度山陽小野田市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 回）について	
概 要	<p>今回の補正は、平成 28 年度の決算認定に伴う精算によるもので、歳入において一般会計繰入金を 14 万円減額し、繰越金を 14 万円増額するものである。結果、歳入歳出とも増減はなく、補正後の予算総額は 1,155 万 6,000 円のまま変わりはない。</p>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし	
討 論	なし	
結 果	全員賛成で可決	

平成 29 年 12 月定例会

産業建設常任委員会

<b>議 案 件 名</b>	議案第 89 号 平成 29 年度山陽小野田市下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について
<b>概 要</b>	<p>今回の補正は、落札減、交付金確定に伴う事業費の減、修繕料の増それらに伴う歳出の減、事業費の減による国費の減、市債の減、それらに伴う歳入の減を計上したもので、歳入歳出の予算総額から 2 億 7,605 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 28 億 2,171 万 1,000 円とするものである。</p> <p>歳出については、需用費として小野田水処理センター汚泥脱水機制御盤用コンバーター等の修理に係る経費を 285 万円増額、調査設計委託料 3,384 万 4,000 円の減額、工事請負費 2 億 3,468 万円などの減額。これらの減額は交付決定に伴う事業費の減額によるものである。なお、本年度の交付金は要望額の 6 割であった。</p> <p>歳入については、交付決定に伴い下水道事業費国庫補助金を 1 億 3,885 万円減額した。下水道事業費繰入金は 727 万 8,000 円減額であり、その内訳は、下水道事業費繰入金が人件費、修繕費の増額、下水道建設費繰入金が人件費と交付金確定に伴う減額である。</p> <p>また、諸収入の雑入 153 万 1,000 円の減額は、当初予定していた桜川改修に伴う下水道管移設工事の必要がなくなったため、移設補償費を減額したものである。市債 1 億 3,090 万円の減額は事業費の減により調整額を計上したものである。資本標準化債 200 万円の増額は、平成 29 年度の発行予定額の決定によるものである。</p>
<b>論点又は質疑 によって明らか になった事項</b>	<p>「事業を進める中で交付決定の時期はいつか」との質問に「内示が 3 月 31 日、交付決定は 6 月初旬になる」との答弁。</p> <p>「要望額が 6 割になったことについての影響と対応はどうか」との質問に「100%の予定で事業メニューを作るが、27 年度から 6 割になったことにより、稼動に必要な機械等の調子によってはその工事を優先的に進めなければならないので、事業の順序を入れ替えて管渠<small>きよ</small>の新設工事を調整しながら秋口まで続ける」との答弁。</p> <p>「桜川の下水道管移設工事での減額は当初の調査設計時には分からなかったのか」との質問に「関わりのある土地に下水道の取付管があったので移設を予定していたが、県がその部分を買上げ、下</p>

	<p>水道管は必要ないという承諾が取れたので移設費が不要となった」との答弁。</p> <p>「公会計移行の進捗状況はどうか」との質問に「コンサルタントに委託し、昨年度は計画の30%を履行、本年度は一番ウェイトを占める固定資産台帳を完成させ、来年度は事務の移行準備、予行演習に入っていくので、31年4月には順調に移行できると考えている。職員についても研修などを行ってスキルアップに努めている」との答弁。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 29 年 12 月 定 例 会
産 業 建 設 常 任 委 員 会

議 案 件 名	議案第 90 号 平成 29 年度山陽小野田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 回）について
概 要	<p>今回の補正は、修繕料の増による歳出の増額、それに伴う繰入金と繰越金の増による歳入の増額についてで、歳入歳出の予算総額にそれぞれ 106 万 6,000 円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ 8,691 万 9,000 円とするものである。</p> <p>歳出について、農業集落排水事業一般管理費の需用費 106 万 6,000 円の増額は福田地区農業集落排水処理施設のマンホールポンプ場の水位計修繕等の補修費用である。</p> <p>歳入について、一般会計繰入金 105 万円の増額は需要費の増額に伴い収支を調整するもの。繰越金 1 万 6,000 円の増額は先の決算認定を受け、それを調整するものである。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「ほかの農業集落排水施設の老朽化についてはどういう状況か」との質問に「3年前に調査をかけ、施設の老朽化が一番顕著だったのが小野田西地区の農業集落排水施設だが、汚水処理施設整備構想で検討した結果、公共下水道に接続するほうが有利であるとの判定になったので、そちらにシフトしている。福田地区と仁保の上地区についてはまだそれほどの劣化が見られないので、長寿命化に至る必要なしの判定がされている。」との答弁。</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 29 年 12 月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 99 号 山陽小野田市手数料徴収条例の一部を改正する条例の 制定について
概 要	条例の改正については、建築基準法の改正に伴う項ずれを修正するもので、建築基準法の「国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物に対する確認、検査又は是正措置に関する手続の特例」について記載された第 18 条において、第 14 項の前に二つの項が追加されたことによるもの。そのことにより、山陽小野田市手数料徴収条例別表第 14 の 2 の項中「法 18 条第 14 項」を「法第 18 条第 16 項」に改め、同表の 3 の項中「法第 18 条第 17 項」を「法第 18 条第 19 項」に改めるものである。
論点又は質疑 によって明らか になった事項	なし
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 29 年 12 月定例会

産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 102 号 小野田南部地区都市公園他施設の指定管理者の指定 について
概 要	小野田南部地区都市公園他施設の現指定管理者の管理期間が平成 30 年 3 月 31 日で 3 期目の期間が終了となるため、4 期目の指定管理者について広報及びホームページにおいて募集したところ、嶋田工業株式会社 1 者から応募があった。平成 29 年 11 月 13 日に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、嶋田工業株式会社を指定管理者候補者とし、指定管理期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間としたというものである。指定管理料の上限額は業務仕様書記載の維持管理内容を実施するために必要な人件費等を算定し、前回より 117 万 8,280 円を増額した。

	<p>平成 28 年度の指定管理実施状況についてのモニタリングや申請書類の内容とプレゼンテーション及びヒアリングにより審査及び評価を行った。平成 28 年度の指定管理実施状況の総合評価は 84 点で良いとの評価、指定管理者選定委員会での合計点数は 34.7 点で基準の 25 点以上をクリアしている。管理については竜王山公園を始めとする 10 か所とする。</p>
<p>論点又は質疑 によって明らか になった事項</p>	<p>「小さい施設等は地元自治会等の管理にできないか」との質問に「各自治会等にある街区公園、小さい公園等については、自治会と協定を結び、自治会で草刈りなどをしてもらっているところもある。高木等は指定管理者の管理としている」との答弁。</p> <p>「理科大薬学部開設により、女性の利用増加が想定される浜河内緑地公園の安全性をどう考えているか」との質問に「昼の間は特に問題ないが、夜間の利用については管理が困難であり、利用者に注意喚起を周知していく」との答弁。</p> <p>「1 者の応募しかないということは、企業にとって魅力がないのではないか」との質問に「指定管理料等の算定結果により金額も増加している。応募が少ない原因は分からない」との答弁。</p> <p>「ほかに興味を示された業者はあったか」との質問に「ほか 2 地区も同様にもう 1 者が現場説明に参加された」との答弁。</p> <p>「修繕費の対応はどうなっているか」との質問に「前回の協定では 1 件 10 万円以下で税抜き 50 万円までの修繕は指定管理者にお願いしている」との答弁。</p> <p>「28 年度は単年度赤字決算だが、赤字分は指定管理者の負担か。また、途中で監査等に入らないのか」との質問に「赤字については指定管理者の負担となるが、単年度で評価するのではなく 3 年間で判断することになる」との答弁。</p> <p>「市と指定管理者との話し合いの頻度は」との質問に「毎月、指定管理者からの報告書が提出され、四半期ごとに細かい苦情や修繕箇所等の報告を受けている。それ以外にも電話や現場等で密に連携をとり、健全な運営ができるよう指導している」との答弁。</p> <p>「市と指定管理者との協議における議事録やメモ等はあるのか」との質問に「議事録はないが、協議する時は提出された協議書に基づいて協議を行うので協議内容等の把握ができる体系は整えている」との答弁。</p>

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 29 年 12 月 定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 103 号 小野田北部地区都市公園施設の指定管理者の指定について
概 要	<p>小野田北部地区都市公園施設の指定管理についても、南部地区と同様に現指定管理者の管理期間が平成 30 年 3 月 31 日で終了するため、広報、市ホームページ等により公募をした結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターとほか 1 者から応募があった。南部地区と同日、同様に指定管理者選定委員会を開催し、審査基準に基づき審査を行った結果、公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補に選定し、指定期間を平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間とするもの。指定管理料の上限額は前回より 144 万 7,200 円増額した。</p> <p>平成 28 年度の指定管理実施状況の総合評点は 83 点、指定管理者選定委員会での合計点数は 33.9 点であり、選定基準の 25 点以上であった。ほかの 1 者は選定基準を下回った。管理については通称須恵健康公園を始めとする 27 か所とする。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「ここでの地元管理はどうか」との質問に「街区公園に関してはほとんどが地元と協定を結んで管理している。高木や遊具の点検、補修等は指定管理者が対応することとしている」との答弁。</p> <p>「シルバー人材センター会員の安全面はどうか」との質問に「危険な作業等については、造園業者等へ委託するなどの配慮をされている。安全な維持管理の協議等については今後もしっかりやっていく」との答弁。</p> <p>「地元が管理する場合はボランティアか」との質問に「利用する方が管理をするという考えから報酬や費用は支払っていない」との答弁。</p> <p>「大きくなりすぎた木の伐採は考えているか」との質問に「3 年間の指定期間で 1 回はせんていをお願いしている。現在、伐採までは考えていないが、今後の検討課題である」との答弁。</p>

討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

平成 29 年 12 月 定例会
産業建設常任委員会

議 案 件 名	議案第 104 号 山陽地区都市公園他施設の指定管理者の指定について
概 要	<p>山陽地区都市公園他施設についても指定管理期間の終了に伴うもので、小野田南部・北部地区同様の応募方法、審査方法により、1 者だけの応募であった公益社団法人山陽小野田市シルバー人材センターを指定管理者候補として選定し、指定期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間とするもの。指定管理料の上限額は前回より 155 万 5,200 円増額した。平成 28 年度の指定管理実施状況の総合評点は 81 点、指定管理者選定委員会での合計点数は 35.2 点であり、選定基準の 25 点以上であった。管理については物見山公園を始めとする 25 か所とする。</p>
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p>「山陽地区と小野田地区の管理状況の違いは」との質問に「小野田北部地区は街区公園のほとんどが協定により自治会管理となっている。山陽地区は自治会管理が少なく、シルバー人材センターの管理業務が多い」との答弁。</p> <p>「公園内にある市指定の文化財等の対応は」との質問に「糸根公園の松原の松くい虫の防除等については指定管理ではなく市で委託をしている。枯れた松に関しても早急に連絡をしてもらい、伐採やせんていに関して慎重に協議をすることになっている。また、文化財については教育委員会への報告もすることになっている」</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決



## ■委員長報告概要■

	平成 29 年 12 月定例会
	一般会計予算決算常任委員会
議 案 件 名	議案第83号 平成29年度山陽小野田市一般会計補正予算(第5回)について
概 要	今回の補正は、児童クラブ施設整備補助金、自立支援給付費、就学援助費、人件費の調整、歳計剰余金処分等の取り急ぎ措置すべき案件の補正で、歳入歳出それぞれ 4 億 3,856 万円を増額し、総額 356 億 6,617 万 3,000 円とするもの
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p><b>【歳入】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市税 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民税個人所得割 4,000 万円の増額 景気は、緩やかな回復基調にあり、個人所得の増加が期待できる</li> <li>・ 市民税法人税割 4,400 万円の増額 一部企業の業績が好調であったため</li> <li>・ 固定資産税償却資産 5,200 万円の増額 企業から修正申告があったため</li> <li>・ 市たばこ税 2,900 万円の減額 10 月末までの実績から決算を見込み</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【歳出】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人件費全般 人事異動に伴う調整によるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一般会計全体 1,737 万 9,000 円の減額</li> <li>・ 給料 4,292 万 7,000 円の減額 普通退職や育児休業等に係る給料の減額等</li> <li>・ 職員手当等 3,062 万 9,000 円の増額 早期退職者分の退職手当の増額と時間外勤務手当の増額</li> <li>・ 共済費 592 万 9,000 円の増額 共済組合負担金の負担率の変動による</li> <li>・ 賃金 1,098 万 6,000 円の減額 臨時職員の勤務実績から</li> </ul> </li> <li>○ 総務費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政調整基金積立金 2 億 1,000 万円の増額 平成 28 年度一般会計決算における歳計剰余金 4 億 805 万 4,000 円の</li> </ul> </li> </ul>

処分。補正後の残高は 33 億 5,333 万 4,000 円

○ 民生費

- ・児童クラブ施設整備補助金 1,260 万円の増額

新たに厚狭地区で児童クラブの事業を行う真珠保育園に補助金として交付。厚狭児童クラブでは 11 月現在で 19 人の待機が発生している。新たに約 40 人の受入れが可能となり、待機がなくなるのではと考えているが、6 年生までの受入れの課題は残る

○ 土木費

- ・都市再生整備事業費の調査委託料 1 8 4 万円の減額

小野田駅前地区都市再生整備計画事業の建物等調査算定業務委託が完了し、委託料が確定。事業区域内には所有者が不明な土地等はなし

○ 教育費

- ・小学校就学援助費 375 万 6,000 円の増額

- ・中学校就学援助費 617 万 4,000 円の増額

新入学児童生徒学用品費の支給時期を入学後の 7 月 1 0 日から入学前の 3 月中旬に前倒しする

○ 債務負担行為

- ・現代ガラス展実行委員会負担金

限度額 410 万円

平成 30 年 7 月の開催に向け、ポスター作成など準備開始

- ・中央福祉センター指定管理者委託料

限度額 4,028 万 7,000 円

指定管理者候補者 (福)山陽小野田市社会福祉協議会

期間 平成 30 年度～平成 32 年度

- ・小野田北部地区都市公園施設指定管理者委託料

限度額 8,891 万 2,000 円

指定管理者候補者 (公社)山陽小野田市シルバー人材センター

期間 平成 30 年度～平成 32 年度

- ・小野田南部地区都市公園他施設指定管理者委託料

限度額 1 億 1,850 万 9,000 円

指定管理者候補者 鳴田工業株式会社

期間 平成 30 年度～平成 32 年度

- ・山陽地区都市公園他施設指定管理者委託料

限度額 4,035 万 2,000 円

指定管理者候補者 (公社)山陽小野田市シルバー人材センター

	<p>期間 平成 30 年度～平成 32 年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 斎場指定管理者委託料</li> </ul> <p>限度額 3,344 万 9,000 円</p> <p>指定管理者候補者 有限会社北斗産業</p> <p>期間 平成 30 年度及び平成 31 年度</p>
討 論	なし
結 果	全員賛成で可決

## ■ 委員長報告概要 ■

		平成 29 年 12 月 定例会
		総合計画審査特別委員会
議 案 件 名	議案第81号 第二次山陽小野田市総合計画に係る基本構想及び基本計画の策定について	
概 要	<p><b>【第二次山陽小野田市総合計画】</b> まちづくりの方向性を市民と行政が共有し、一体となって取り組むための指針となる長期的な計画</p> <p><b>【構成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 市の将来都市像とそれを実現するためのまちづくりの基本的な方向性を示す「基本構想」</li> <li>○ 基本構想の実現に向けて必要となる施策を分野ごとに示す「基本計画」</li> <li>○ 基本計画に掲げる施策の目的を達成するための具体的な事業を示す「実施計画」</li> </ul> <p><b>【計画期間】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「基本構想」・・・市長任期を勘案して4年の倍数の12年間</li> <li>○ 「基本計画」・・・社会経済情勢の変化や基本計画の実施状況を踏まえ、前期、中期、後期に分け、市長のマニフェストを反映できるよう4年間</li> </ul>	
論点又は質疑 によって明らか になった事項	<p><b>【委員会（10月27日）】</b> 執行部から全体的な説明を受け、質疑</p> <p><b>【分科会】</b> 「基本構想分科会」、「総務文教分科会」、「民生福祉分科会」、「産業建設分科会」の四つの分科会に分かれて審査 閉会中及び本定例会中に20回</p> <p><b>【委員会（12月12日）】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各分科会から詳細な審査内容の報告 分科会での質疑の内容に加え、前期基本計画における目標指標、評価指標の設定内容が明確ではない、又は他の指標にすべきであるなどの理由により、25項目の修正すべき事項の報告</li> <li>○ 意見</li> </ul>	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・『『市民とともに』、『市民サイドの視点』』ということを常に念頭において総合計画の施策の推進に取り組むこと」</li> <li>・「重点プロジェクトに記載されている事業は、基本施策の中から優先的、重点的な取組が必要な事業であると説明されたにもかかわらず、基本施策の中に入らないものもある。重点プロジェクトとして掲げる以上、効率的、かつ実効性ある事業の展開を担保するためにも、事業の具体的方針として基本事業の中に定めるような計画づくりをすべきだ」</li> <li>・「評価指標について、基本施策のタイトルとマッチしていないものがある。また、評価指標そのものがないものもあり、今後、策定する際は設けるべきだ。加えて、数字の把握しやすい項目など安易な設定になっているものもあり、職員の気概が感じられない」</li> <li>・「総合計画は市政運営のバイブルだ。行政と市民が連携して、官民一体のまちづくりをするためには、分かりやすい総合計画でなければならない」</li> </ul> <p>【委員会（12月19日）】 分科会の報告を基にした修正案提出</p>
<p style="text-align: center;">討 論</p>	<p>【修正議決した部分を除く原案に対する反対討論】</p> <p>「本議案は今後12年間を見据え、市がこれからどのようなまちづくりを進め、どのようなまちをつくっていくかを示すもので、市民協働のまちづくりを目指すことが重要だが、『まちづくりの基本理念』が『行政が果たすべき役割』で始まっており、違和感がある。また、『少子高齢化による人口減少が加速していく中で、人口流出の抑制と出生数の向上を図り、こうした流れに歯止めをかけていく』とあるが、少子化と高齢化を同一視することに違和感がある。また、第一次総合計画を継承する方向だが、総合的な検証と評価が出されておらず、前市政の評価抜きに継承することだけを宣言することは問題があり、特に前市政が掲げた『安心安全なまちづくり』は一部には市政運営上、矛盾することが多々見受けられたことが問題だと考えているが、そのような視点が感じられない」</p>
<p style="text-align: center;">結 果</p>	<p>修正案 全員賛成で可決 修正議決した部分を除く原案 賛成多数で可決</p>